資料５

平成２７年度重点事業（案）

平成２７年度当初予算の概要（障害福祉課関係予算）

≪総額≫　　391 億 7,755 万　7 千円

（対前年当初予算から　5 億 7,957 万 5 千円増　+1.5　%）

≪うち社会保障費≫

367 億 9,898 万　3 千円

（対前年度当初予算から、7 億 2,011 万円増　+2.0%）

１　入所施設から地域生活への移行の推進

・グループホーム等の拡充及び日中活動の場の充実

２　精神障害のある人の地域への移行の推進

・精神障害のある人の地域移行・地域定着の着実な推進

３　障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

・障害者虐待防止法の円滑な施行と障害のある人への差別をなくすための取組みの推進

４　障害のある子どもの療育支援体制の充実

・障害のある子どもの在宅支援の推進

５　障害のある人の相談支援体制の充実

・地域における相談支援体制の充実

６　障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

・障害のある人の一般就労及び福祉的就労の推進

７　障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

・障害特性に配慮した支援の拡充及び地域に密着した支援の推進

１．入所施設から地域生活への移行の推進

ポイント：グループホーム等の拡充及び日中活動の充実

グループホーム・ケアホーム・生活ホーム・ふれあいホームの定員	実績（24 年度末）	実績（25 年度末）	目標（26 年度末、第３期千葉県障害福祉計画）
	３，０６６人	３，４６２人	３，３５０人

【新規事業】

○袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業　　54,807 千円及び社会福祉施設等整備費補助金（451,400 千円）の内数

平成２５年１１月に発生した利用者死亡事件を受けて設置した千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会から提出された答申の方向性に沿って、障害児の受入先の確保やセンター利用者の民間施設・地域移行のための施設等の整備について、障害程度等に応じた手厚い支援を行うとともに、一定期間、支援員の追加配置費用を支援する。

【継続事業】

○社会福祉施設等施設整備費補助金　　451,400 千円（26 年度 411,800 千円）

障害者グループホーム等を整備しようとする者に対して、整備に要する費用の一部を補助する。**(国庫補助)**

・対象事業：グループホーム等（自己所有）の創設・改修

○グループホーム運営費等補助　　235,000 千円（26 年度 228,300 千円）

グループホームの新規開設支援、運営の安定及び人材の確保に資するため、グループホームに対して運営費及び開設支援費の補助を実施する。**(県単補助)**

○グループホーム等支援事業　　124,200 千円（26 年度 109,200 千円）

障害のある人の地域における「住まい」として重要な役割を果たしている障害者グループホーム等の質の充実とグループホーム等利用者の生活を支援するため、利用者への家賃補助及び世話人など従事職員への研修を実施する。**(県単補助)**

○障害者グループホーム等支援事業　　60,150 千円（26 年度 60,300 千円）

グループホーム等のバックアップ体制の強化を図るため、「障害者グループホーム等支援ワーカー」を配置し、新規開設支援や事業者に対する運営相談支援などのほか、地域におけるグループホーム等の支援体制の整備を行う。**(県単事業)**

○グループホーム等の建築基準法上の取扱いに係る検討

建築基準法上の取扱い等について、国の動向を注視しながら、必要な防火安全対策等を確保しつつ、過度に厳格な規制とならないよう、引き続き、国へ要望します。

○強度行動障害のある方への支援体制構築事業（モデル事業）

3,431 千円（26 年度 4,289 千円）

強度行動障害者の受け皿を確保するため、構造の工夫をしたグループホームで強度行動障害者を支援する生活支援員を配置するための費用を一体的に助成し、強度行動障害の支援方法の検証を行う。

２．精神障害のある人の地域への移行の推進

ポイント：精神障害のある人の地域移行・地域定着の着実な推進

【継続事業】

○地域移行・地域定着事業の確実な実施　　18,431 千円（26 年度　21,218 千円）

①各圏域に配置した圏域連携コーディネーターによる協議会運営等を通じた関係機関間の連携体制を強化する。

②遠隔地での入院を余儀なくされ、以前生活していた地域への退院を希望する人の退院支援を推進する。

③概ね６０歳以上の高齢入院患者（主診断名が統合失調症の者）の退院に向けた支援を推進する。

○地域移行の取組みへのインセンティブとしての「地域移行・定着協力病院」の指定・周知

平成２６年４月に施行された、精神保健福祉法の改正の趣旨も踏まえ、病院内の地域移行に向けた取組、地域との連携、退院に向けた会議への関係者の参加や退院後の訪問等を行うなど、地域移行支援に取り組む精神科病院を「地域移行・定着協力病院」として指定し、公表することを通じたインセンティブによる地域移行・定着を推進する。

○地域生活支援の推進　　891,100 千円（26 年度 837,600 千円）

精神障害のある人の地域移行において生活拠点の確保のため、整備費用等の補助や従事職員への研修を実施するなど、グループホーム等の質・量的な充実を継続的に進める。

また、公営住宅の優先入居及び賃貸住宅への入居支援制度について引き続き実施していく。

○精神科救急医療の充実強化　　115,002 千円（26 年度 144,474 千円）

精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者の相談を実施する。

また、入院を必要とする精神科救急患者や措置入院患者が速やかに入院できるよう、精神科病院に空床を確保するとともに、精神科救急医療システムや夜間休日における県の通報処理体制のより円滑な運用を目指す。

○災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

災害時における、被災地域の精神保健医療機能の一時低下や災害ストレス等による新たな精神的問題の発生に対して、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行う、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制を整備する。

３．障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

ポイント：障害者虐待防止法の円滑な施行と障害のある人への差別をなくすための取組みの推進

【拡充事業】

○強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業　6,100 千円（26 年度 5,358 千円）

強度行動障害のある方への支援を適切に行うために、専門的知識を有する人材を確保するとともに、施設支援員の強度行動障害についての理解を深め、また、専門性を高める必要があることから、強度行動障害のある方の地域移行の推進・受入先の整備を図るためにも、民間施設の支援員を対象とした体系的な研修を実施する。また、受講者が習得した知識・技術等を各地域に普及するために必要な指導技術の習得に関するプログラムを追加する。

【継続事業】

○障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための事業

56,930 千円（26 年度 59,500 千円）

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、個別の差別事案の解決を図ると共に、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための具体的な取組みを幅広い県民運動に発展させる。

○障害者虐待防止対策の推進　14,866 千円（26 年度 20,000 千円）

障害者虐待防止法に基づく虐待事案への適切な対応を図るとともに、障害者虐待の発生を防止するため、以下の施策を重点的に実施する。

・虐待防止のための研修の実施

障害者虐待への対応や虐待防止に携わる市町村職員の資質向上を図るため、対応の流れや留意点等を習得するための研修を実施する。また、施設従事者等による虐待防止を図るため、意識改革や援助技術の向上に資する研修を実施する。

・虐待防止のための広報・周知の充実

障害者虐待を防止するために、関係者を含め広く一般県民のほか、養護者や使用者による虐待を防止するための広報・啓発を進める。その際、平成２８年度から施行される障害者差別解消推進法と併せた周知に努めることとする。

・虐待防止アドバイザーの派遣の推進

市町村や施設・事業所等に県からアドバイザーを派遣して、障害者虐待の適切な対応や予防ができるよう助言する。

また、障害者虐待防止対策支援事業の活用について市町村に働きかける。

４．障害のある子どもの療育支援体制の充実

ポイント：障害のある子どもの在宅支援の推進

【継続事業】

○障害児等療育支援事業　100,000千円(26年度　94,800千円)

障害児（者）施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断や適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上、地域生活における療育・相談支援体制の充実を図る。

○児童発達支援センター等の機能強化事業　200千円(26年度　200千円)

児童発達支援センターが、発達障害者支援センター（CAS）と連携を図り、同一の障害保健福祉圏域内の、他の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、特別支援学校、保育所、児童相談所、保健所、市町村等とネットワークを構築し、情報共有のための会議及び職員の支援技術向上のための研修を実施する。

○療育支援コーディネーターの配置事業　750千円（26年度　3,334千円）

在宅の障害児等がライフステージを通じて一貫した療育支援が受けられるよう、医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターを配置する。

また、療育支援コーディネーターの連絡協議会を開催するとともに、地域生活支援事業を活用し、市町村における療育支援コーディネーターの配置を促す。

○発達障害者支援体制整備事業　900千円（26年度　1,342千円）

発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターによるグループ相談会の開催やペアレントメンターコーディネーターの配置を行う。

○小児等在宅医療連携拠点事業　3,500千円（26年度　19,527千円）

在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、訪問看護師等への研修等を実施し、地域で在宅療養を支える体制を構築する。

５. 障害のある人の相談支援体制の充実

ポイント：地域における相談支援体制の充実

【拡充事業】

○基幹相談支援センターの設置促進及び相談支援事業所における相談支援専門員の確保

現行の各相談支援関連事業については、機能が重複しているものがあり、また、地域における諸課題の解決や人材育成等の拠点として、基幹相談支援センターの設置が期待されているところである。そこで、現行の各相談支援関連事業の見直しと基幹相談支援センターの設置促進策を検討する。

併せて、国に対して、基幹相談支援センターの設置に係る個別財源の確保及び相談支援事業所に相談支援専門員を十分に配置できるよう報酬制度の見直しを要望する。

○発達障害のある人への相談支援体制の見直し

発達障害のある人への相談支援について、相談待機者の減少等を図るため、千葉県発達障害者支援センターにおいて集中的に行っている現状から、地域の基幹相談支援センター及び相談支援事業所等が一次支援を担うよう見直しを行う。

併せて、地域における支援の質の向上を図るため、千葉県発達障害者支援センターと地域相談支援体制との連携を強化する仕組みについても検討する。

【継続事業】

○相談支援体制整備事業（アドバイザー派遣事業）　660 千円（26 年度 1,750 千円）

市町村、圏域ごとの地域における相談支援体制等を整備していくため、地域の要望又は整備状況に応じて、県で登録した相談支援アドバイザーを実際に地域に派遣し、相談支援体制等の構築（基幹相談支援センターの設置を含む）のための指導・調整、研修会の開催、困難事例に関わる助言等を行う。

併せて、千葉県総合支援協議会が行う基幹相談支援センターの運営等に係る評価・助言に際して、当該基幹相談支援センターへの実地調査を行う。

○相談支援従事者等研修事業　8,190 千円（26 年度 8,843 千円）

指定相談支援事業所等に配置する相談支援専門員を養成するための研修や、サービス管理責任者を養成するための研修を実施する。

また、指定相談支援事業所、市町村等の相談支援従事者のスキルアップを図るため、様々なニーズに対応した専門研修・指導者研修等を実施する。

併せて、他県の状況や本県の実情等を踏まえて、ワーキングチームによる効果的・効率的な研修の実施方法等についての検証・検討を行う。

６．障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

ポイント：障害のある人の一般就労及び福祉的就労の推進

【新規・拡充事業】

○就労移行支援事業所への対応強化

就労実績のない事業所があることから、一般就労及び職場定着に係る支援力の向上に資する施策について検討するため、実績のない事業所における支援の実態と、就労実績のある事業所におけるその後の定着の状況の把握を行う。

（継続事業）

○障害者就業・生活支援センター事業　　103,472 千円（26 年度　109,312 千円）

障害者就業・生活支援センターに置かれた生活支援ワーカーが、雇用、福祉、医療、教育等の関係機関と連携しながら、特に障害福祉サービスによる支援終了後の継続的な支援を行うため、障害のある人の家庭や職場を訪問することにより、本人の生活上の相談に応ずると共に、金銭や衣食住に関する問題の解決など、就業の継続に必要な支援を行う。

○企業支援員（障害者雇用アドバイザー）事業　　49,555 千円（26 年度　49,555 千円）

障害のある人の雇用の場の拡大と継続雇用を促進するため、企業に対して支援を行う企業支援員を全障害保健福祉圏域に１名ずつ配置し、障害者就業・生活支援センターと密接に連携するとともに、地域の支援機関や特別支援学校とも連携しながら障害者の就労支援の充実を図る。

○障害者の工賃アップのための事業　　32,000 千円（26 年度　40,392 千円）

工賃アップを活動目的とする千葉県障害者就労事業振興センターの運営支援（販路・受注拡大、データベースの普及・定着、新商品開発等）や、「障害者優先調達推進法」の施行を踏まえ、調達方針に基づく官公需の一層の促進に取り組む。今後、振興センター内に共同受注窓口を設置する等により、受注の拡充を図っていくこととする。

○就労継続支援事業への対応

就労継続支援事業所の増加及び機能強化のため、営利・非営利といった法人の種別に拠らない就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）及び就労継続支援事業所への移行を望む地域活動支援センターの交流・情報共有の促進を通じ、事業所の実態に即した支援を行う。

７．障害のある人一人ひとりに着目した支援体制の充実

ポイント：障害特性に配慮した支援の拡充及び地域に密着した支援の推進

【拡充事業】

○強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業（再掲）

6,100 千円（26 年度 5,358 千円）

強度行動障害のある方への支援を適切に行うために、専門的知識を有する人材を確保するとともに、施設支援員の強度行動障害についての理解を深め、また、専門性を高める必要があることから、強度行動障害のある方の地域移行の推進・受入先の整備を図るためにも、民間施設の支援員を対象とした体系的な研修を実施する。また、受講者が習得した知識・技術等を各地域に普及するために必要な指導技術の習得に関するプログラムを追加する。

【継続事業】

○発達障害者支援センター運営事業　48,000 千円（26 年度 48,000 千円）

発達障害に関する広範な問題について、発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な助言又は指導を行う。

○高次脳機能障害支援事業　89,700 千円（26 年度　89,700 千円）

高次脳機能障害者に対する支援の普及を図るため、支援拠点を設置して、確定診断や当事者の社会復帰訓練のためのプログラム等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」を実施するとともに、千葉リハビリテーションセンターに設置された高次脳機能障害支援センターにおいて、個別支援体制の強化を図る。

○強度行動障害者等県単加算事業　15,000 千円（26 年度 15,000 千円）

地域において居宅あるいは通所サービスでの支援が困難な強度行動障害者（児）を受け入れ支援する民間入所施設に対して加算を行うことで、強度行動障害者（児）への支援の向上及び受け皿の拡充を図る。

○重症心身障害者（児）短期入所特別支援事業　3,000 千円（26 年度　3,000 千円）

地域において、医療的ケアを要する重症心身障害者(児)を受け入れるにあたり、必要な職員配置を行った短期入所事業所に加算を行うことで、重症心身障害者(児)への支援の向上及び受け皿の拡充を図る。

○重度心身障害者（児）医療給付改善事業　4,248,000 千円（26 年度 3,637,000 千円）

重度心身障害者（児）が医療保険による医療給付を受けた時の自己負担額について助成する市町村の事業に対し、補助金を交付する。

また、利用者の負担軽減や利便性の向上を図るため、平成２７年８月からの現物給化の実施に向けて事務を推進する。

○ひきこもり地域支援センター事業　7,216 千円（26 年度　7,216 千円）

ひきこもり支援コーディネーターを配置し、対象者及び家族からの相談に応じ、相談内容により関係機関（医療、保健、福祉、教育、労働等）につなげるとともにアウトリーチ（訪問支援）を行う。

８．その他各視点から取り組むべき事項

【新規事業】

○東京パラリンピックアスリート支援・強化事業　　15,000 千円

パラリンピックに本県出身の選手を１人でも多く輩出するため、新たに障害者スポーツ選手を強化する取組への助成を行う。

○災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

災害時における、被災地域の精神保健医療機能の一時低下や災害ストレス等による新たな精神的問題の発生に対して、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行う、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制を整備の検討を行う。

○障害のある人に関するマーク・標識の周知

県や市町村などの公共施設においては、障害のある人に対応した設備や取組を示すマークの掲示を進める。また、各種のマークの県民への周知と理解の促進を図り、マークの普及に努める。あわせて、障害特性等の理解を広げるための啓発資料を市役所町役場、郵便局等の公共機関や交通機関、金融機関にも配布し、関係者の理解を促進する。